

鳥取県告示第 267 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事	前 田 優	八頭郡八頭町下野 369
〃	山 本 總	八頭郡八頭町水口 213
〃	堀 場 敦	八頭郡八頭町塩上 234
〃	前 田 幸 己	八頭郡八頭町船岡殿 539
〃	石 井 良 一	八頭郡八頭町船岡殿 243
〃	藤 田 栄一郎	八頭郡八頭町橋本 517-1
〃	林 正 法	八頭郡八頭町下野 330-1
監 事	浦 林 壽 男	八頭郡八頭町下野 13
〃	福 田 利 継	八頭郡八頭町船岡殿 406
〃	山 本 博 義	八頭郡八頭町水口 232

平成 20 年 3 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	前 田 優	八頭郡八頭町下野 369
〃	山 本 總	八頭郡八頭町水口 213
〃	堀 場 敦	八頭郡八頭町塩上 234
〃	前 田 憲 治	八頭郡八頭町船岡殿 534
〃	田 中 武 志	八頭郡八頭町船岡殿 212
〃	藤 田 栄一郎	八頭郡八頭町橋本 517-1
〃	林 正 法	八頭郡八頭町下野 330-1
監 事	浦 林 壽 男	八頭郡八頭町下野 13
〃	福 田 利 継	八頭郡八頭町船岡殿 406
〃	山 本 博 義	八頭郡八頭町水口 232

平成 20 年 4 月 1 日就任 任期 4 年